

公園利用に伴う費用負担事例の分類

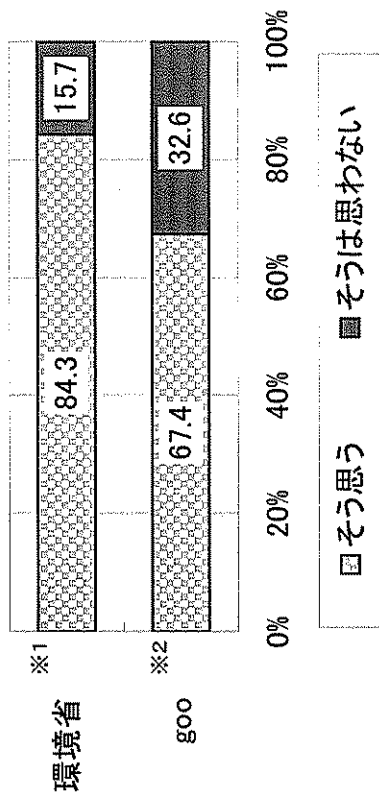
種別	内容	事例	徴収根拠	備考
施設等利用料金	施設を利用する対価として直接支払いを求めめるもの	・宿舎、駐車場等のサービス施設	所有者・経営者の権限による	国が自然公園を施設とみなして料金を徴収する場合には、公物管理権を有することが前提 交通規制自体は道路交通法による
		・公立自然博物館等	営造物規則(設置管理条例等)	
		・交通規制時のシャトルバス利用	道路運送法	
		・自然解説プログラム	実施者の権限による	
協力金	(1)当該施設以外の管理経費も含めて求めめるもの	・自然公園財団の管理駐車場	自然公園法(公園事業者として管理経営)	徴収金は、駐車場の管理、周辺地域の美化清掃等を使用 当該公衆トイレの清掃・維持管理経費に充当
		・チップ式公衆トイレ	特になし	
法定外目的税	公園利用に伴う対価を税金として徴収するもの	・河口湖遊漁税	富士河口湖町遊漁税条例	駐車場整備等を使用 環境パトロール等を使用
		・乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例	

< 参 考 >

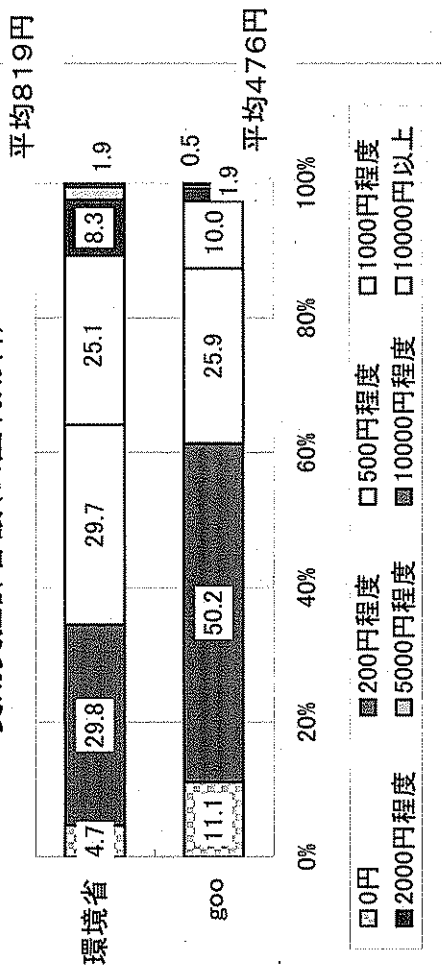
利用調整地区の立入認定手数料	利用調整地区への立入の認定を受けようとする者に対し、認定事務に係る手数料として徴収するもの	現時点では利用調整地区は設定されていない	自然公園法	政令により、手数料は1人1000円以下と定められている
税金として徴収	用途を限定した目的税として徴収するもの	・入湯税	地方税法	鉱泉源の保護管理施設や観光施設等の整備、観光振興経費に充当
	用途を限定しない普通税として徴収するもの	・別荘等所有税	熱海市別荘等所有税条例	別荘等の所有者に対する課税
環境保全目的の課金	収入を目的とするのではなく、利用者を抑えることを目的に課税するもの	自然公園における事例はない	自由意志によらず強制的に徴収するのであれば、法または条例による	大都市圏の高速道路で導入しているロードプライシングと同様の措置

一般利用者の費用負担の意識に対するアンケート調査

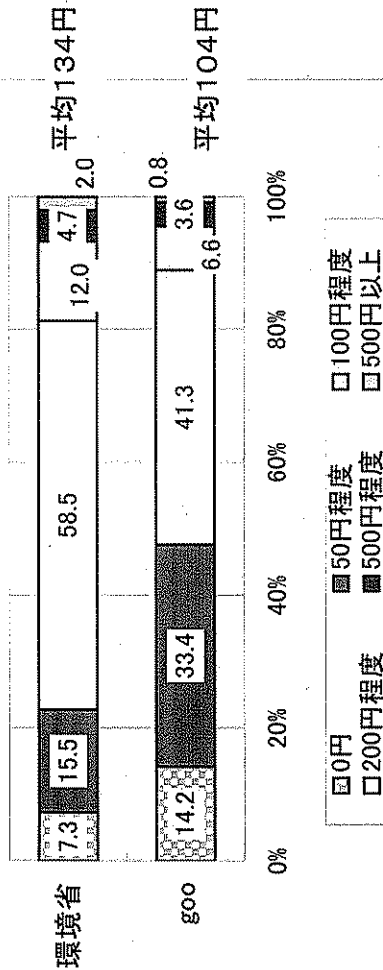
国立公園の施設整備や自然保護のための 利用者による費用負担の是非



費用負担許容額(公園利用料)



費用負担許容額(トイレ)



※1: 環境省ホームページを通じた回答(N=593、以下同)

※2: gooリサーチを通じた回答(N=7,041、以下同)

(出典)平成12年度国立公園地域連携強化対策事業報告書

他事業における利用者負担の根拠の事例

制度	根拠規定
下水道	(下水道法第20条第1項) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
高速道路	(道路整備特別措置法第3条の1) 会社(高速道路株式会社)は…国土交通大臣の許可を受けて高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。
一般有料道路(地方道路公社の場合)	(道路整備特別措置法第10条第1項) 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路)にあっては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、…国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
港湾施設	(港湾法第44条第1項) 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金…を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、…これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
廃棄物	(廃掃法第13条第2項) 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。
都市公園	(都市公園法施行令第20条第2項) 国土交通大臣は、…国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより入園料その他の使用料を徴収することができる
国立科学博物館	(国立科学博物館本館入館規定第4条) 館の入館料は、次の表のとおりとする(表略)
東京大学理学部付属植物園	(東京大学理学部付属植物園利用規則第3条) 東京大学教職員及び学生生徒以外の者は、所定の観覧料を納めて付属植物園を観覧することができる。
新宿御苑	(国民公園及び千鳥が淵戦没者墓苑管理規則第7条第2項) 新宿御苑に入園しようとする者は、入園料を国に納めなければならない。

法律に根拠規定があるもの

政令

その他

主な公共事業における費用負担・受益者負担等の規定例

※国が指定・整備・管理等を行う施設等における費用負担に係る一般的な規定又は受益者負担の規定があるもののみ掲載

施設等名	関係法令	負担等の内容	事業執行者/管理者 (a)	(a)以外の負担者 (b)	負担者に係る 根拠規定	(a)の負担割合	(b)の負担割合	負担割合に係る 根拠規定	備考
一般園道	道路法	工事費 (新設又は改設)	国	都道府県	法第50条第1項	2/3	1/3	法第50条第1項	
		管理費 (維持、修繕、その他) ※指定区間内	国	都道府県	法第61条第2項	5.5/10	4.5/10	法第50条第1項	
一級河川	河川法	管理費	国	都道府県	法第60条第1項	1/2	1/2	法第60条第1項	
		工事費	河川管理者	河川工事により著しく 利益を受ける者	法第70条第1項	—	—	利益を受ける限度に おける費用の一部 政令(未規定)	
海岸保全施設	海岸法	工事費	国 (主務大臣)	海岸管理者 (地方公共団体)	法第26条第1項	2/3	1/3	法第26条第1項	
		工事費 (新設、改良又は災害復旧)	海岸管理者 (地方公共団体)	海岸保全施設に関する 工事によって著しく利 益を受ける者	法第33条第1項	—	—	利益を受ける限度に おける費用の一部 条例	
砂防設備	砂防法	維持・管理・工事費	国 (国土交通大臣)	都道府県	法第14条第1項	2/3	1/3	法第14条第2項	
港湾施設	港湾法	工事費	港湾管理者 (港務局、地方公共団体)	港湾工事によつて著し く利益を受ける者	法第43条の4	—	—	規定無し	
農用地等 (国営土地改良事業)	土地改良法	事業費	国	都道府県	法第90条第1項	事業内容により変動	事業内容により変動	令第62条第2項	都道府県は、条例により負担 金の全部又は一部を受益者か ら徴収できる(法90条第2 項)。
保安林	森林法	保安林指定に伴う損失補償	国又は都道府県	保安林の指定によつて 利益を受ける地方公共 団体その他の者	法第36条第1項	—	—	法第36条第1項	
		事業費	国	都道府県	法第46条	2/3以上	1/3以内	法第46条	
漁港施設等 (特定漁港漁場整備事業)	漁港漁場整備法	事業費	国	漁港管理者 (地方公共団体)	法第20条第1項	55/100~80/100	20/100~45/100	令第3条第1項	
		維持管理費	漁港管理者 (地方公共団体)	漁港の利用者	法第35条	—	—	漁港管理規定	
国営公園(イ号公園)	都市公園法	工事費・管理費 (設置及び管理に要する費用)	国	都道府県	法第12条の3第 1項	5.5/10~2/3	1/3~4.5/10	施行令第22条	
国立・国定公園における 公園事業	自然公園法	執行に要する費用	国	地方公共団体	法第45条	—	—	受益の限度における 費用の一部	法第45条
			国又は地方公共団体	公園事業の執行により 著しく利益を受ける者	法第46条	—	—	受益の限度における 費用の一部	法第46条

【自然公園法での規定】

法第44条

国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる

法第45条

1 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担することができる

法第46条

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担せようとする場合には、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない

施行令第20条

国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担することができる

施行令第20条

法第44条の補助は下記施設の新設等に要する費用の額のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従って算定した額の2分の1以内について行う

<道路及び橋><広場及び園地><遊樂小屋><休憩所><野営場><駐車場><銭湯><給水施設><排水施設及び公園便所><博物館展示施設><植生復元施設及び砂防施設及び防火施設><自然再生施設>

国立公園に係る事業費の推移

【平成16年度】

国費：9,401百万円
 総事業費：14,186百万円

【直轄】
6,977

【補助】
5,005

【国費】 2,424
 【地方】 2,581

【地方
単独】
2,204

【平成17年度】

国費：8,643百万円
 総事業費：11,418百万円

【直轄】
8,643

【地方
単独】
2,775

【平成18年度】

国費：8,637百万円
 総事業費：11,693百万円

【直轄】
8,637

【地方
単独】
3,056

【単位：百万円】

自然公園に関する普通地方交付税算定額の変化

【地方交付税とは】

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を国税から保障するもので、その94%が普通交付税、6%が特別交付税として各地方自治体に交付される。

普通地方交付税は財源不足団体に対して交付され、特別地方交付税は普通地方交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付

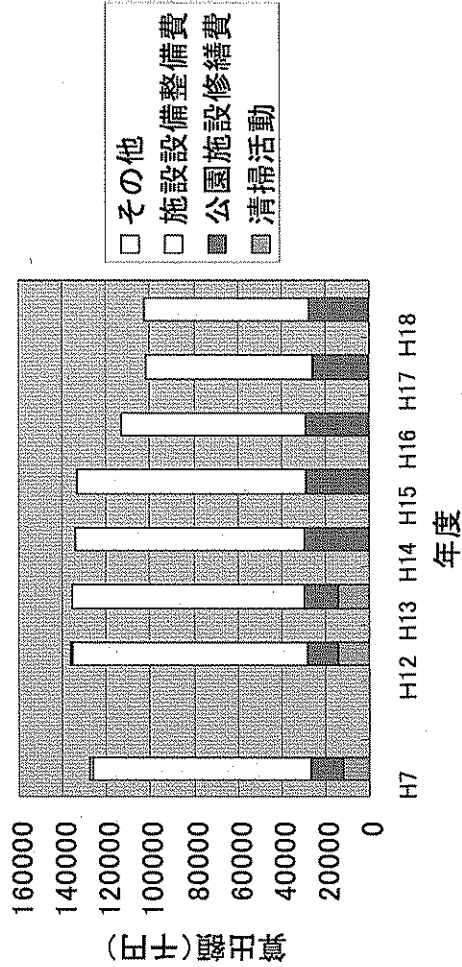
【普通地方交付税の算定】

地方自治体の標準的な財政需要から財政収入を引いたもの。標準的な財政需要は項目ごとに道路延長、面積、人口等の単位（測定単位）が決まっており、毎年度単位あたりの行政経費が算出される。

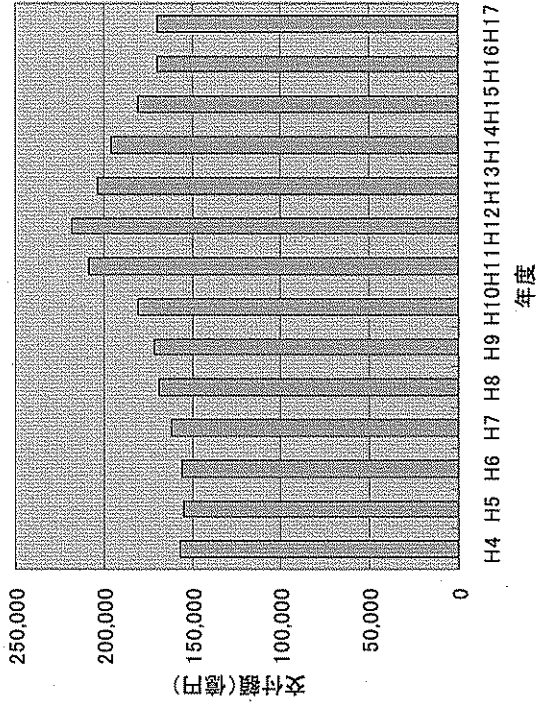
【自然公園に関する事務経費の算定】

- ・ 都道府県関係の普通地方交付税算出時に自然公園に関する事務経費が計上されている。
- ・ 算定の際に基準とする測定単位は「人口」であり、標準団体の行政規模を人口170万人と想定している。

自然公園関係標準団体行政経費の変化



特別地方交付税を含む地方交付税の交付額推移



自然公園制度に基づく規制に伴う費用等負担の分類

負担者	負担の類型	負担の主な内容	国等のとっている負担軽減措置
自然公園制度により私権に規制を受けている者	公的規制による直接的負担		
	○ 日常生活に係るもの	許可・届出が必要な行為について所要の手続きを行う煩わしさが生じる	所得税等の減免措置 不要許可行為の設定や審査基準上の優遇措置
	○ 生業に係るもの	制度運用上弾力的な扱いとなっているため負担の問題は多くないとみられる ・行為全体が許可となる場合 実質的には特殊な行為について許可手続きを踏むべき煩わしさ程度	-
	○ 一般産業開発に係るもの	・行為内容の変更や条件付きにより許可される場合 経済効率の一部減殺、アセスメント等の負担を伴う ・行為全体が不許可となり否定される場合 申請者の経済目的が全て否定 場所、時間、使用機器等の制限を受ける場合がある	-
	○ 公園利用に係るもの	雇用機会の喪失、所得向上機会の喪失、資産価値上昇の可能性の喪失 繁殖した鳥獣類による農林水産業被害の増大	-
	公的規制に伴う反射的又は間接的負担	私権を有する土地が自然環境上すぐれている場合の保護管理措置	当該鳥獣捕獲費用の補助等
	余儀なくされる特別の負担	道路や観光施設等の造成、埋立等による工業用地造成などが規制される	特定民有地買上制度
	公的規制による直接的負担	事業税や固定資産税等の収税喪失、それによる住民サービスの向上可能性の喪失	-
	公的規制に伴う反射的又は間接的負担	ごみ・し尿処理、交通混雑の防止、公共施設の補修、自然環境の保護管理	公園事業施設の整備費補助等
	余儀なくされる特別の負担	公的規制強化に伴う紛争処理事務、土地の買上措置、固定資産税の軽減措置等 公共事業の実施における環境配慮コスト	-

「自然保護のための費用負担問題中間報告(昭和51年1月、自然環境保全審議会自然環境部会)」を整理・加筆
第8回自然公園のあり方検討懇談会資料